

宋代戒律思想における日宋交流からの影響に関する研究

大谷 由香

龍谷大学仏教文化研究所 客員研究員

緒 言

日本中世における日本＝中国間の交流が、海商の発展によって遣唐使派遣の廃止後いよいよ盛んになったことは、政治経済界のみならず、仏教界にも大きく影響した。それまで海商に委託した質問状「唐決」のやりとりによってしか、仏教教学上の疑問点を解消しえなかった日本僧が、商船に便乗して直接中国僧と対峙し、その生活を見聞し得るようになった功績は大きい。頻繁な日宋交流によって、日本に「禅宗」が伝えられ、日中両国間で協力しながら教学研鑽が行われたことは、すでによく知られているところである。しかし戒律教義についても同様に、日宋交流によって、日中両国が同一の問題意識をもって、研究が進められていたことは、これまでほとんど語られることがなかった。

本研究では、特に京都・泉涌寺の開山である入宋僧・俊苧（1166～1227）に着目し、彼が中国仏教界に与えた影響について考察した。俊苧は入宋中（1199～1211）に、中国の諸師に対して、戒律に関する53の質問状を提出し、何人かの僧から回答を得ている。俊苧の問いは中国仏教界に大いに影響を与えており、彼の帰国後、論争の種となった。

本研究は、大きく2点に着目して研究を進めた。第1は、俊苧の質問とそれに対する中国側の回答の具体的内容が、どのようなものであったかという点であり、また第2の視点は、俊苧の質問が契機として始まった中国内における論争の具体的内容はどのようなものであったか、という点である。

結 果

1. 入宋僧俊苧と中国僧との問答内容について

俊苧の伝記によれば、九州で学んだ彼は、入宋前から戒律問題に並々ならぬ興味を持っており、南都北嶺の有名な学者間を往来して戒律に関する質問をして回ったが、満足な回答を得ることができなかつたため、入宋を決意したという。

この頃、日本においては戒律に関するダブルスタンダードが定着していた。すなわち南都においては、天平勝宝六年（755）に来朝した鑑真（688～763）によって、インド由来の戒と律とを別々に扱う受戒が伝えられ、その後も伝持され続けていたのだが、北嶺比叡山においては最澄（767～822）によって梵網經による菩薩戒単受による「大乘戒」が提唱されて以来、これが保持され続けていた。南都北嶺間では互いに牽制し合う関係が長く続いており、どちらの主張が正しいのか、という決定的な裁定を行うことは難しかった。

俊苧の九州での師匠は、延暦寺西塔院東陽座主忠尋から天台教学を相承した飯田山学頭の真俊（生没年不明）であったとされ、俊苧は、天台教学を中心として学問を積んだ人物であった。つまり彼は日本天台の立場にありつつ、戒律問題に向き合ったと考えられる。

『律宗問答』などから知られる俊苧の中国僧への問いの内容を精査すると、彼が日本天台における「大乘戒」＝円戒の理解に立脚して論を展開していることがわかる。実は北宋代に中国南山律宗を中興した元照（1048～1116）は、偶然にも日本天台の円戒思想に近い説を展開しており、俊苧入宋時点では、日本天台宗と南山律宗とは戒律教学上で類似する考えを展開していたことがわかっている。俊苧の疑問は、日本天台の立場から、よく似た南山律宗の説を批判的に指摘するものであり、その内容は南山律宗の教義の根本を疑う挑戦的なものであった。事実俊苧は自ら問うときには「問曰」ではなく「難曰」と言っており、批判の色合いが濃い議論を展開しようとしている。

俊苧が入宋したのは、商船に便乗して僧侶がさかんに日本＝中国間を往来するようになる最初期にあたる。それまでは日本人が中国へ渡ることは稀であったし、日本僧が中国僧と同じ環境下で勉学に励む環境も整ってはいなかったから、日本天台で発生した円戒思想について中国僧が深く知る機会はほとんどなかった。当然、俊苧によって日本天台義を念頭に置いた議論を仕掛けられて

も、中国南山律宗の僧には答えようがなかったものと考えられる。事実、『律宗問答』における戒律の本質についての問いに対する回答者は一名のみであり、またその回答も多くが的を射たものではない。また当時編まれた中国史である『釈門正統』にも「令被日本法師立問。終莫能答」（宗鑑撰『釈門正統』巻8（1237年刊）、『新纂続蔵』巻75、361頁下）と紹介されていて、俊苧の問いに中国僧が全く回答できなかつたことは、中国内でも知られたところであった。俊苧の問いは、南山律宗の常識から外れたところから繰り出されるものであったから、中国の師匠は戸惑って答えられなかつたと考えられる。

2. 入宋僧俊苧を契機とした中国内論争の内容について

入宋僧俊苧の問いは、中国への置き土産となり、彼の帰国後、中国内では論争が巻き起こることとなる。彼の問いは上記のように、最澄以来日本天台の伝統となっていた円戒思想に立脚したものであるが、これに強く影響を受けたのが守一（1182～1254頃）であった。彼は俊苧の中国での師の一人であった如菴了宏（？～1200～1211頃）の弟子であり、つまり俊苧の同門である。彼は俊苧と邂逅し、彼の意見を讃えるのみならず、南山律宗の解釈を日本天台の円戒思想に近似させ、中国内に宣揚した。

これに異を唱えたのは、了宏と同門だった妙蓮（1182～1262）である。妙蓮は守一の意見を「壊家の子」（『蓬折直弁』、『新纂続蔵』巻60、69頁上）と表現しており、あまりに「宗」を逸脱したものとして批判した。

両者の意見の相違は多々あるが、特に妙蓮が危険視した守一の主張のうちの一つは、南山律宗の骨子が「教観」にあるとする説である。

守一は俊苧に紹介された日本天台の円戒思想に傾倒するあまり、南山律宗においても、天台宗で重視される「止観」と同様の観法が重要であるとし、むしろ戒律そのものを護持することよりも、禅によって戒律という抽象的概念を観得していくことを重視した。これに対して妙蓮は、南山律宗の中心はあくまで戒律の護持とその解釈にあると言い、守一の説を破している。

すなわち中国においては、俊苧の問いを契機として、いったんは日本天台の円戒思想が南山律宗の枠内でも認められたが、その後には否定され、天台宗と律宗の線引きが明確に行われたことがわかる。

考 察

日本天台の学僧であった俊苧は、それまで中国では知られることがなかつた日本天台の常識に立脚して南山律宗を批判した。彼の問いとそれへの答えを収集した『律宗問答』は、それまで日中間で行われていた所謂「唐決」のように、日本僧が中国僧に宗義上の疑問をどのように解決したらよいのかを遡って問うような形式のものではなく、日本僧による中国仏教界への道場破りの側面をそなえているという点で極めて興味深い。しかもそれは、「唐決」のように日本天台宗の僧が中国天台僧に質問するというものではなく、日本天台宗の僧が中国南山律宗の僧に質問するという、宗旨の枠を超えた問いであった点でも注目される。

宗旨を超えて一律に戒律の問題を議論する俊苧の姿勢は、南都北嶺間の戒律論争にずっと身を置き続けてきた日本僧ならではのものであるし、またそれを可能とさせたのは、「宗」意識が解体されつつあった南宋仏教界の環境があつてこそだったと考えられる。

俊苧が中国僧に質問を回覧したのは、帰国直前の1210年頃と考えられ、妙蓮が守一への批判書を作成し、両者の間に論争が行われたのは、1250年頃である。妙蓮が守一の説を「壊家の子」と表現し、「南山律宗」という枠にこだわったのは、北宋期にはじまった「宗」を超える仏教のあり方が、俊苧が問いを発してから約半世紀が経過した13世紀中頃には行き詰まり、再び各宗の再編が始まったことを示すものではないだろうか。

守一と妙蓮の論争は、俊苧帰国後にさかんに入宋する日本僧によって継続的に観察され、結果が逐一日本に伝えられることとなった。日本僧は中国仏教界の動向に目を光らせ、自国の仏教の在り方を模索するための参考としたのである。

南宋における論争が日本仏教にどのような影響を与えたのが今後の課題となる。

要 約

1199年に宋国に渡った俊苧は、1211年の帰国前に戒律に関する質問状を回覧する。俊苧は日本天台教学を下地とした質問を繰り出したが、その相手は律学研究を中心とする南山律宗の僧であったから、俊苧の質問はこれまでの中国戒律研究にはなかつた斬新な視点として評価された。

俊苧によって紹介された日本天台の円戒思想に影響され、中国僧守一は、俊苧の帰国後に日本天台義とほぼ同

義にまで近づけた南山律宗の教義解釈を発表した。

守一の立場は北宋代頃に始まった「宗」を超えて仏教全体を考究するムーブメントの最たるものであろうが、1250年代に入るとこうした「宗」独自の存在意義を感じさせない教学の在り方は批判され、再び「宗」の個性が重視されるようになると考えられる。

この時期は、史上最も日中仏教交流が盛んであったから、中国仏教界におけるムーブメントの推移は日本僧に観察され、その情報は逐一日本に伝えられて、その後の日本仏教の形成に大いに影響を与えたものと考えられる。

謝 辞

上記に報告した研究は、三島海雲記念財団学術研究奨励金を受けて遂行したものである。詳細な内容は、「入

宋僧俊苧を発端とした日宋間「円宗戒体」論争」（『日本仏教総合研究』第14号）、「（仮題）南宋南山宗における戒体論争と日本」（坂本廣博先生喜寿記念論集『仏教の心と文化』）に掲載予定である（2016年6月現在）。なお本研究において明らかになった課題については、日本学術振興会科学研究費助成事業・若手研究（B）「日本＝中国間における戒律思想交流の研究」（研究課題番号：16K21497）にて継続的に研究することが許された。このたびの奨励金によって遂行できた研究が礎となったことを有り難く思っている。

仏教学分野においては、女性は活躍しづらい状況が続いている。そのような中で研究を奨励していただけたことは、経済面だけでなく心理面でも支えとなり、研究を続けていく勇気をいただきました。三島海雲記念財団に衷心より感謝申し上げます。